

ID: 565

担当部署: 上下水道課

処分の概要	下水の排除の停止命令等		
法令名 根拠条項	下水道法 第37条の2		
法令番号	昭和33年法律第79号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第37条の2の規定による。 (改善命令等)</p> <p>第37条の2 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限る。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第12条の2第1項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第12条の2第3項(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第12条の2第6項本文(第25条の10第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。</p> <p>上記基準及び聖籠町下水道条例第17条による。 (排除の停止又は制限)</p> <p>第十七条 管理者は、公共下水道への排除が次の各号の一に該当するときは、排除を停止させ、又は制限することができる。</p> <p>一 公共下水道を損傷するおそれがあるとき。 二 公共下水道の機能を阻害するおそれがあるとき。 三 前二号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日